

## 議案第 8 5 号

### 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例 に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和2年2月21日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例及び鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

（鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例（平成13年鳥取県条例第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 動物の適正な飼育等（第7条—<u>第10条の2</u>）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）・（5） 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章 略</p> <p>第2章 動物の適正な飼育等（第7条—<u>第10条</u>）</p> <p>第3章～第6章 略</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p>（4）・（5） 略</p>

(猫の飼い主の遵守事項)

第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 室内での飼育に努めること。

(2) 略

(3) 略

(飼い主のない猫の繁殖の抑制)

第10条の2 県は、県民及び市町村と協力して、飼い主のない猫の繁殖を抑制し、地域の生活環境の保全を図るために必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、飼い主のない猫の繁殖を抑制するため、飼い主のない猫の生殖を不能にする手術を施す者に対して給付金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 前項の補助金の額は、市町村が交付した前項の給付金の額（知

(猫の飼い主の遵守事項)

第10条 猫の飼い主は、その飼育する猫について、第7条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 略

(2) 略

事が別に定める額を限度とする。)の合計額に2分の1を乗じて  
得た額以下とする。

4 第2項の補助金のうち地域猫対策(飼い主のない猫に生殖を不  
能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話をを行う取組をい  
う。以下同じ。)を行う者に対して交付する給付金に係るものの  
交付を受けようとする市町村は、当該給付金を受けようとする者  
に提出させた地域猫適正管理計画を添付して、県に申請しなけれ  
ばならない。

5 前項の地域猫適正管理計画には、知事が別に定めるところによ  
り、次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 繁殖を抑制するための措置に関する事項

(2) 周囲の生活環境に影響を及ぼさないための措置に関する事  
項

(3) 地域猫対策を適正に管理するための措置に関する事項

(4) 地域住民の理解を得るための措置に関する事項

(5) その他知事が別に定める事項

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4第1項において読み替えて準用する場合を含む。）、法第24条の2第3項、法第25条第5項及び法第33条第1項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(適用除外)

第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあつては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。

- (1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第25条第1号
- (2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第26条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第27条

(動物愛護管理員及び動物愛護技術員)

第20条 知事は、法第24条第1項（法第24条の4において読み替えて準用する場合を含む。）又は第33条第1項の規定による立入調査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。

2 略

(適用除外)

第23条 鳥取市の区域については、この条例の規定（次に掲げる規定（第2号に掲げる規定にあつては、特定動物に関する部分に限る。）を除く。）は、適用しない。

- (1) 第8条、第16条、第18条第1項及び第24条第1号
- (2) 第4条から第7条まで、第17条第1項、第19条、第25条第2号、第3号、第5号及び第6号並びに第26条

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
19の12 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)～(8) 略  (9) <u>第21条の5第2項の規定による動物販売業者等の届出の受理</u>  (10) <u>第22条の6</u> の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令  (11) 略	鳥取市	19の12 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの  (1)～(8) 略  (9) <u>第22条の6第2項の規定による犬猫等販売業者の届出の受理</u>  (10) <u>第22条の6第3項</u> の規定による検案書又は死亡診断書の提出の命令  (11) 略	鳥取市

(12) 第23条第3項の規定による第一種動物

取扱業者の公表

(13) 第23条第4項の規定による勧告に係る

措置の命令

(14) 略

(15) 第24条の2第1項の規定による第一種

動物取扱業者であった者に対する勧告

(16) 第24条の2第2項の規定による第一種

動物取扱業者であった者に対する措置の命

令

(17) 第24条の2第3項の規定による第一種

動物取扱業者であった者に対する報告の要

求及び立入検査

(18) 第24条の2の2の規定による第二種動

物取扱業の届出の受理

(19) 略

(12) 第23条第3項の規定による勧告に係る

措置の命令

(13) 略

(14) 第24条の2の規定による第二種動物取

扱業の届出の受理

(15) 略

(20) 第24条の4第1項において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(21) 第24条の4第1項において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告

(22) 第24条の4第1項において準用する第23条第4項の規定による勧告に係る措置の命令

(23) 第24条の4第1項において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査

(24) 第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する指導又は助言

(16) 第24条の4において準用する第16条第1項の規定による第二種動物取扱業者の廃業等の届出の受理

(17) 第24条の4において準用する第23条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する勧告

(18) 第24条の4において準用する第23条第3項の規定による勧告に係る措置の命令

(19) 第24条の4において準用する第24条第1項の規定による第二種動物取扱業者に対する報告の要求及び立入検査



(25) 第25条第2項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する勧告

(26) 第25条第3項の規定による勧告に係る措置の命令

(27) 第25条第4項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する必要な措置の命令又は勧告

(28) 第25条第5項の規定による動物の飼養又は保管をしている者に対する報告の要求及び立入検査

(29) 略

(30) 略

(31) 略

(32) 略

(33) 略

(20) 第25条第1項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせている者に対する勧告

(21) 第25条第2項の規定による勧告に係る措置の命令

(22) 第25条第3項の規定による動物が虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対する必要な措置の命令又は勧告

(23) 略

(24) 略

(25) 略

(26) 略

(27) 略

(34) 略

(35) 略

略

(28) 略

(29) 略

略

附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例目次の改正規定及び第10条の次に1条を加える改正規定は、令和2年4月1日から施行する。